

議第28号

令和8年（2026年）5月28日提出

熊本市教育の情報化検討委員会委員の委嘱について

熊本市教育の情報化検討委員会委員を別紙のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

（提出理由）

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第2条及び第3条の規定により、熊本市教育の情報化検討委員会委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市教育の情報化検討委員会委員(案)

1	学識経験者	前田 康裕	熊本大学 特任教授	継続
2		飯村 伊智郎	熊本県立大学 教授	
3		大塚 芳生	熊本大学 教授	
4		本田 藍	熊本県立大学 准教授	
5		溝上 広樹	崇城大学 准教授	
6		赤井 秀行	九州ルーテル学院大学 講師	
7		岩村 純子	熊本保健科学大学 准教授	
8	保護者	中村 理絵	元熊本市 PTA 協議会 副会長	継続
9		村上 弥生	熊本市 PTA 協議会 副会長	
10	学校管理職	三谷 貴子	桜木小学校 校長	新任
11	中学校	岩浪 一平	日吉中学校 教諭	
12	小学校	工藤 あけみ	健軍小学校 養護教諭	継続

【任 期（継続の委員）】

令和7年（2025年）12月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

【任 期（新任の委員）】

令和8年（2026年）6月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

令和8年（2026年）5月28日
教育センター

1 熊本市教育の情報化検討委員会とは

熊本市教育の情報化検討委員会運営要綱第2条に掲げる事項について審議する。

- (1) 市立学校における情報通信機器の活用方法、実践の成果、課題及び改善方法等、教育の情報化の推進に関する事。
- (2) 市立学校における情報通信機器の整備に関する事。
- (3) その他必要な事項に関する事。

2 設置年月日

平成31年4月1日

3 委員構成及び任期等

委員定数：12名以内

委員任期：2年以内

教育委員会が委嘱（熊本市教育委員会教育長事務委任等規則第1条第12号）

4 過去の会議の主な内容

- ・全国の先進事例、動向について
- ・児童生徒のタブレット端末の活用状況に関する実態調査について
- ・学校間におけるタブレット端末を活用した子供たちの学びの格差解消について
- ・GIGAスクール構想における熊本市のこれまでの総括と今後の方向性について
など

5 委員報酬

10,000 円/回

関係要綱（参考）

熊本市教育の情報化検討委員会運営要綱

制定	平成31年	4月	1日	教育長決裁
改正	令和2年	4月	1日	教育センター所長決裁
改正	令和6年	5月	1日	教育長決裁
改正	令和7年	11月	10日	教育長決裁

（趣旨）

第1条 熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市教育の情報化検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市立学校における情報通信機器の活用方法、実践の成果、課題及び改善方法等、教育の情報化の推進に関すること。
- (2) 市立学校における情報通信機器の整備に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 検討委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年以内とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、検討委員会を主宰し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討委員会は、委員長が召集し、議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ会議に委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の庶務を処理するため、事務局を教育委員会事務局学校教育部熊本市教育センターに置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月10日から施行する。

熊本市教育の情報化検討委員会委員

○前田 康裕（まえだ やすひろ） 熊本大学大学院教育学研究科 特任教授
（産学官連携メンバー）

- ・熊本市立学校、熊本大学教職大学院准教授、熊本市教育センター主任指導主事等を経て、現職。
- ・文部科学省 学校DX戦略アドバイザー
- ・令和元年度（2019年度）～令和6年度（2024年度）（令和3年度（2021年度）を除く）熊本市教育の情報化検討委員会委員

○飯村 伊智郎（いいむら いちろう） 熊本県立大学総合管理学部 教授
（産学官連携メンバー）

- ・グリフィス大学統合・知能システム研究所客員教授、熊本県立大学総合管理学部総合管理学科部門長等を経て、現職。
- ・熊本県立大学 デジタルイノベーション推進センター長
- ・令和元年度（2019年度）～令和6年度（2024年度）熊本市教育の情報化検討委員会委員

○大塚 芳生（おおつか よしお） 熊本大学教育学研究科 教授

- ・熊本県内の学校教諭・管理職や熊本県教育センター室長等を経て、現職。
- ・熊本大学教職大学院運営委員会 委員
- ・学校心理学や教科教育学、初等中等教育学について研究。日本産業技術教育学会第68回全国大会では、「「D情報の技術」における プライミングを高める授業デザイン」について発表。

○本田 藍（ほんだ あい） 熊本県立大学総合管理学部 准教授

- ・熊本県立大学環境共生学部特任講師、熊本市都市政策研究所博士研究員等を経て、現職。
- ・日本健康教育学会他 所属
- ・地域の健康課題解決を目的とした調査・分析や小中学校における ICT 活用の影響分析について研究。

○溝上 広樹（みぞかみ ひろき）崇城大学総合教育センター 准教授
・熊本県立高校教諭、独立行政法人教職員支援機構 NITS フェロー等を経て、現職。
・日本高等教育開発協会、全国看凶アプローチ研究会他 所属
・探究的学びを支える授業づくり及び職員研修や生成 AI を利用した看凶アプローチ職員
研修プログラムの開発・実践について研究

○赤井 秀行（あかい ひでゆき）九州ルーテル学院大学児童教育専攻 講師
・小学校教諭を経て、現職。
・全国数学教育学会他 所属
・算数・数学教育について、実践的視点から研究。1人1台端末等の ICT を活用した協働
的な学びについて研究。シンガポールとの国際共同授業研究等、国際的な研究も行う。

○岩村 純子（いわむら じゅんこ）熊本保健科学大学保健科学部看護学科 准教授
・看護師、公認心理師、臨床心理士。日本看護学教育学会所属
・大学で「学校・産業保健」の学校保健に関する分野を担当。児童・生徒の心身の健康
に関し、いじめや不登校、自殺問題、虐待、発達障害ほか、さまざまな児童・生徒な
どテーマごとに、その動向や社会的取組み、学校での取組みを知り、養護教諭の役割
について研究。

○中村 理絵（なかむら りえ）元熊本市 PTA 協議会副会長 元託麻中学校 PTA 会長

○村上 弥生（むらかみ やよい）熊本市 PTA 協議会副会長 龍田西小学校 PTA 会長

○三谷 貴子（みたに たかこ）桜木小学校 校長
元総合支援課特別支援教育室指導主事

○岩浪 一平（いわなみ いっぺい）日吉中学校 教諭
熊本県中学校教育研究会技術・家庭部会事務局長

○工藤 あけみ（くどう あけみ）健軍小学校 養護教諭
熊本市養護教諭会研究会元会長